

庁名 京都地方裁判所管内の簡易裁判所
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備 考
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
民事訴訟	通常訴訟・少額訴訟（被告1名につき）	8					10	5	5		10	10	6150円	6000円	※被告が1名増えるごとに、 （郵便切手の場合） 2440円を追加 （内訳） 500円 4枚 110円 4枚 （保管金の場合） 2000円を追加 ※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、京都地裁出納課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。	
	控訴提起（被控訴人1名につき）	8					10	5	5		10	10	6150円	6000円	※被控訴人が1名増えるごとに、 （郵便切手の場合） 2440円を追加 （内訳） 500円 4枚 110円 4枚 （保管金の場合） 2000円を追加	
	抗告提起	2						15	5	5		5	5	3550円	3500円	※印紙は1000円 ※相手方が1名増えるごとに、 （保管金の場合） 2100円を追加
民事調停	民事調停（相手方1名につき）						4		4		4	4	760円	（一般調停） 4000円 （特定調停） 2000円	※相手方が1名増えるごとに、 （郵便切手の場合） 190円を追加 （内訳） 110円 1枚 50円 1枚 20円 1枚 10円 1枚 ※相手方に特別送達で送るときは、1名につき、1220円を追加 （保管金の場合） （一般調停） 相手方が1名増すごとに2000円を追加 （特定調停） 相手方が1名増すごとに2000円を追加	
支払督促	支払督促（債務者1名につき）	2						3					1330円	6000円	※左記に加えて郵便はがき（85円）×債務者数が必要 ※債務者が1名増えるごとに、 （郵便切手の場合） 1220円を追加 （内訳） 500円 2枚 110円 2枚 （保管金の場合） 5000円を追加	